

【未熟児養育医療】 自己負担金の徴収基準月額表

世帯の階層区分			基準月額	加算月額	
A	・生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む) ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0 円	0 円	
B	前年分の市町村民税が非課税の世帯		2,600 円	260 円	
C	前年分の市町村民税のうち均等割のみ課税の世帯		5,400 円	540 円	
D	前年分の市町村民税が課税の世帯であって、その市町村民税の額の年額区分が次の額であるもの	15,000 円以下	D1	7,900 円	790 円
		15,001 円～21,000 円	D2	10,800 円	1,080 円
		21,001 円～51,000 円	D3	16,200 円	1,620 円
		51,001 円～87,000 円	D4	22,400 円	2,240 円
		87,001 円～171,300 円	D5	34,800 円	3,480 円
		171,301 円～252,100 円	D6	49,400 円	4,940 円
		252,101 円～342,100 円	D7	65,000 円	6,500 円
		342,101 円～450,100 円	D8	82,400 円	8,240 円
		450,101 円～579,000 円	D9	102,000 円	10,200 円
		579,001 円～700,900 円	D10	123,400 円	12,340 円
		700,901 円～849,000 円	D11	147,000 円	14,700 円
		849,001 円～1,041,000 円	D12	172,500 円	17,250 円
		1,041,001 円～1,222,500 円	D13	199,900 円	19,990 円
		1,222,501 円～1,423,500 円	D14	229,400 円	22,940 円
		1,423,501 円以上	D15	全額	全額の 10 分の 1 (10 円未満の端数切捨て) 26,300 円に満たない場合 26,300 円とする。